



平成24年11月9日
長野県司法書士会

説明会及び相談会実施報告書

1 相談会名

原発賠償説明会・震災関連相談会（原発賠償に関する相談を含む）

2 開催日時

平成24年11月3日（土）

午後1時～3時 原発賠償に関する説明会

午後3時～5時 震災関連相談会（原発賠償に関する相談を含む）

3 開催趣旨

昨年3月に発生した福島第一原発事故により、福島県の多くの方が避難を余儀なくされました。現在、長野県内にも1,000人近くの方が避難しており、今後もなお原発事故の収束は予見できない状況です。福島県から長野県に避難された方の中には賠償に関する情報の入手が困難だったり、賠償請求の方法についての相談窓口がわからなかったりする方も少なくないことが考えられます。賠償請求の方法は東京電力への直接賠償の他に原子力損害賠償紛争解決センター（原発ADR）への申立てがあります。しかし、原発ADRは当初の期待ほどは和解が成立せず、その一因が被災者の申立書類の不備にあることも報道されているところです。司法書士は原発ADRの申立書の作成業務を行うことができることから、当会では避難者の賠償手続きがスムーズに進むよう福島第一原発事故の賠償に関する説明会及び原発賠償を含む震災関連相談会を開催することにいたしました。

4 説明会参加者数

合計 2名

内訳 男 1名 女 1名

5 相談者数

合計 2名

内訳 男 1名 女 1名

6 主な相談内容

旧緊急時避難準備区域から避難されてきた方の東京電力への賠償請求、不動産の買取の可否などについて。

7 実施した感想・コメント・今後の対応

これまで長野県司法書士会では、被災地に相談員を派遣しての相談活動を行ってきましたが、長野県内にも被災地から避難されている方が多くいらっしゃるということで、初めて原発問題についての説明会及び相談会を開催させていただきました。

当日お越しいただいた参加者及び相談者の数は多くありませんでしたが、長野県内にも情報や相談窓口を求めている方が確かに存在することを確認することが出来ました。また、避難されている方の話を直接聞くことにより、長野県に避難したことにより原発賠償に関する情報が入りにくいだけでなく人間関係が孤立しがちになることもあることが分かり、時が経過するにつれて問題がより深刻になっている現実を知ることが出来ました。

今回の原発問題については、事故発生直後に比べ賠償金額が少なくされているとの情報もあります。また、避難されている方に情報をいかに伝えるかが大きな課題となりました。長野県司法書士会としては、刻一刻と変わる状況を避難されている方々に伝え少しでも不安を取り除くことができるように、今後もメディアや関係機関の協力を得ながら継続的な支援を行っていく所存です。